

「埋蔵文化財発掘の届出」に係る添付書類等について(93条第1項の届出分)

届出書の提出（文化財保護法では必要な書類手続きは、工事着手の60日前までとされています。）

■提出部数：2部（正本1部・副本1部）

■添付図面：①位置図（1万分の1～2千5百分の1程度のもの）

②平面図（敷地内で工事計画のわかる配置図的なもの）

③立面図（造成する場合は切土・盛土の規模がわかるもの）

④基礎伏図・基礎断面図（基礎構造のわかる図面・現況地盤高から掘削深度のわかるもの）

⑤擁壁を施工する場合は擁壁の図面

※届出書の「工事の概要」には、建物の場合は構造区分、その他の場合は（ ）書きで具体的に記入してください。切土（最大）GL- cm、盛土最大 cm等を記入

※土地所有者と届出者が異なる場合は、土地所有者の承諾書を添付してください。

届出後の手続き

京都府教育委員会において指示内容が決定され、宇治田原町教育委員会経由で指示文書が約30日後に送付されます。指示内容は、京都府基準に基づき以下の3段階があります。

① 慎重工事

職員の立ち会いはありません。遺構や遺物を発見された場合は速やかに下記まで連絡してください。

② 立会調査

掘削時に職員が立ち会います。工事着手日を下記まで連絡してください。

③ 発掘調査

工事開始前に発掘調査を求めるもの。調査日程、方法等を協議してください。

1. 試掘調査：試掘により埋蔵文化財の状況を確認するもの

2. 発掘調査：発掘調査により遺跡の記録保存を行うもの

※発掘調査に要する費用は基本的に事業者負担となります。

■問い合わせ・連絡先

宇治田原町教育委員会社会教育課 TEL.0774-88-6613・FAX.0774-88-3780